

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果

(平成30年度)

令和元年 10月
南アルプス市

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果（平成30年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組の方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容		取組達成度	
1 財政の健全化													
●歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立													
	①歳出構造の見直し												
	1	有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	行政評価による事務事業の取捨選択を行なうとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮、施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	第6期 財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 6.5%以下 将来負担比率 31.8%以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 【達成目安】 財政計画値 ・実質公債費比率 4.9% ・将来負担比率 10.8%	・実質公債費比率 4.4% ・将来負担比率 ▲9.9%	合併特例債発行期限を見据えた公共施設の集中整備により、地方債残高は増加しているが、繰上償還や基金積立を行い計画値以内に収めることができた。	A	・引き続き目標を達成できるよう、地方債残高の減少に努めるとともに、適切な基金管理を行う。 ・合併特例債に替わる起債を研究していく。	
	2	基金の確保と活用		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	第6期 財政計画	・年度末財政調整基金等残高96億円以上の確保 (第6期財政計画値 96.4億円)	・基金については、取り崩しを行わず、平成30年度末基金残高を106億円以上確保する。 【参考】 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高25億円 ・公共施設整備等事業基金40億円	・財政調整基金残高 40.7億円 ・減債基金残高 27.6億円 ・公共施設整備等事業基金残高 40.1億円	減債基金に1.4億円積立、平成30年度末基金残高108億円を確保できた。	A	将来に備えた基金積立については、市債の繰上償還と併せ、今後でもできる限り実施していく。	
	3	補助金・交付金の見直し		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づいて、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	南アルプス市補助金等交付規則 南アルプス市補助金等交付基準	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	・既設の補助事業等が、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づく運用が成されるかを審査する。	補助金交付要綱に等に基づき、補助対象者、対象経費、金額等を確認している。	事務事業マネジメントヒアリングを実施し、事業の必要性、公平性、有効性などについて検討を行い、評価することができた。	B	事務事業の見直しや廃止については、所管課による改善とともに、再度内容や実施要綱等を精査し見直ししていく必要がある。	
	4	経費の節減・合理化の徹底		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。	第6期 財政計画	・第6期財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行なう。 【参考】 第6期財政計画値 ・物件費、維持補修費 50億7千7百万円	予算査定時には、単価確認や積算根拠などについて確認している。	経常的な経費なので、見直しが難しい。 ・物件費、維持補修費 55億7千万円	B	維持管理経費や臨時職員賃金などの経常的な経費については、担当課での削減に限界があるため、公共施設再配置による施設総量の削減や人事部門が主となる組織の見直し等に取り組んで行く必要がある。	
	5	市の規模に見合った安定的な予算規模の構築		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	第6期 財政計画	・第6期財政計画における一般会計の歳入決算規模が291億円のため、一般会計の最終予算規模を291億円とする	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 【達成目安】 一般会計の歳入決算規模 337億円	一般会計の歳入決算341億円	市税、地方交付税の増により、計画値を上回った。	A	今後は歳入の減少が見込まれるため、歳出の削減を図るとともに、歳入を増やす施策が求められる。	

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容		取組 達成度	
②歳入確保の取組推進			1	市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ●税務課 ・納税課 【関係課等】 ・国保年金課	・庁舎増改築により執務環境が整備され、徴収体制の見直し、徴収体制の強化等に取り組み、徴収率の向上を図る。 ・山梨県滞納整理推進機構の支援事業活用による徴収強化に取り組み ※徴収体制の見直しに伴い、滞納繰越額の徴収率の減少が予測される	-	自主財源の確保を達成目標とする徴収体制の見直し、改善を図る目標の指標は現年+過年の徴収率の向上を目指す 市税 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徴収率 95.0% 滞繰分徴収率 23.0% 国保税合計 77.0%	・滞納処分及び納税相談の実施 ・口座振替等の推進 ・徴収員業務内容含め、事務分掌の見直し 市税 現年分徴収率 98.4% 滞繰分徴収率 23.9% 市税合計 93.3% 国保税 現年分徴収率 93.0% 滞繰分徴収率 24.5% 国保税合計 76.5%	現年度+過年度の徴収率の向上を目指した。 市税 現年分徴収率 98.8% 滞繰分徴収率 25.7% 市税合計 95.2% 国保税 現年分徴収率 94.6% 滞繰分徴収率 29.3% 国保税合計 81.6%	滞納処分及び納税相談、口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税は1.9ポイント、国保税は5.1ポイント目標より増とすることが出来た。	A	市税の徴収率向上に向け、現状の課題等を整理し、適切な徴収業務を行うため、現年徴収を含め執行停止及び滞納処分を講じる必要がある。 国保税については、資格証明書の交付等法令に基づく厳正な措置の実施が必要である。
			2	未利用財産の売却・貸付の促進	【取組主管課】 ・管財課 【関係課等】	普通財産や行政財産の内、未利用部分が確認された財産については、有効活用を検討し、処分（売却・貸付）を促進する。	売却可能リスト等の抽出	・計画期間内に未利用財産の処分（売却・貸付）目標額の5年間の総額を次のとおりとする。 「普通財産」 目標額 65,000千円 ・売却額 25,000千円 ・貸付額 40,000千円	・整理分析状況に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 [達成目安] 目標額 15,000千円 売却額 5,000千円 貸付額 10,000千円	・普通財産売却額 2,979千円 ・法定外公共物私下 4,906千円 合計 7,885千円 ・使用料・賃借料 11,861千円	・一般競争入札や公募型選考の流れを確立し、実施することができた。また、公募型により売却することができた。 ・売却額、貸付額は目標額を達成することが出来た ※一般競争による公売を実施したが、不調に終わった。	A	未利用となっている普通財産及び不調となった物件については、周知不足もあったため、引き続き一般競争入札方式を導入し、公平で適切に処分を行う。
			3	その他の自主財源の確保	【取組主管課】 ●政策推進課 ・秘書課 ・環境課 ・都市計画課 【関係課等】	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源の確保等の取組を推進する。	-	・自主財源収入額を次のとおりとする。 ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	・広報や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 4,500千円以上 有料広告収入 600千円以上	ふるさと納税 - (返礼品・送料) 745,961千円 - (190,796千円) =555,165千円 ネーミングライツ 4,000千円 ホームページ広告 382千円 コミュニティバス車体広告 600千円	・ふるさと納税の寄附金増収を目指し、新たな受付ポータルサイトを導入したことで、寄附金額・件数とも増加した。 ・HPのパナー広告は、ニーズが高まらない。 ・ゴミ袋への有料広告掲載については、募集を行ってきたが応募がなかった。	B	・ネーミングライツについては新規施設を検討していく。 ・HPのパナー広告およびゴミ袋の広告収入については、収入を上げるため取り組んだが、これ以上の成果が望めない。 ・新たな財源確保を検討する必要がある。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容	取組 達成度		
③公営企業等の健全経営			1	上下水道事業の健全経営の維持	【取組主管課】 ・企業局総務課 【関係課等】	・将来にわたって安定的に事業を継続するために、経営戦略、実施計画を策定し、この計画を推進することにより、健全な経営を維持する。	南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）の取組推進により、健全経営が維持された状態	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。	経営戦略で計画する23事業中14事業を完了。	9事業未実施の理由 ・緊急修繕により不測の日数・費用が発生したため（3事業） ・補助金の運用が令和元年度以降になるため（2事業） ・老朽管路変更計画に併せて布設工事を実施するため（2事業） ・河川区内行為及び砂防指定行為等の申請が必要となったため（2事業）	B	9事業については、単年度に集中しないように事務量の平準化を図りながら、計画を見直し実施する。前期（平成29～令和3年度）の評価と、後期（令和4～令和8年度）に向けて協議・確認の上、計画に沿い完了を目指す。
			2	下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ・企業局下水道課 【関係課等】	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H26.8.29付け通知）を踏まえ、平成31年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づき、効率的かつ有効的な整備促進を図っていく。	・南アルプス市汚水処理施設整備基本構想（下水道アクションプラン） ・南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率 78.1%	[公営企業会計への移行] ・システム稼働、修正 ・条例、規則等の制定 ・下水道使用料見直しの検討 [未普及地域の整備促進] ・ストックマネジメントを含めた南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画の見直し ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る	[公営企業会計への移行] ・～H29固定資産の調査・評価済み ・条例、規定等の改定 ・会計システムの試験運用から稼働 ・打切り決算 ・機構改革により企業局に編入 [未普及地域の整備促進] ・全体計画、事業計画の見直し案の策定が完了している。令和元年中に国へ認可申請を行う予定である。 ・H30年度末生活排水クリーン処理率 72.9% ・下水道施設の整備 計画整備面積A=54.01ha 計画整備面積累計A=1415.01ha	[公営企業会計への移行] ・機構改革と平行しての作業であったため、条例、規定等の改定に調整が必要となった。 ・年度目標は達成できた。 [普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図った。 ・下水道施設の整備 実績整備面積A=33.9ha 実績整備面積累計A=1305.3ha	B	[公営企業会計への移行] ・公営企業会計への移行は無事完了した。今後、運営の課題を抽出し、修正・改善等を行い適正に取り組む。 [未普及地域の整備促進] 汚水処理施設整備基本構想から遅れを生じているため、未普及解消の早期実現に向けた事業実施・人員増強を調整する。
			3	特別会計の効率的な運営（国民健康保険特別会計）	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国保制度改革が施行されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取り組みを進めていく。	山梨県国民健康保険運営方針	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 徴収体制の見直し 現年保険料収率：95%	都道府県化施行 安定的な財政運営と効率的な事業の実施 保険者努力支援制度の対象となる特定健診、特定保健指導、重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進していく 現年収率：93%	・保険料率の据置を決定 ・都道府県化に伴う新たな仕組みによる財政運営を実施 ・特定健診の受診勧奨、特定保健指導の勧奨、重症化予防事業の実施 ・ジェネリック差額通知の送付 ・現年収率：94.6%	・都道府県化に伴い、納付金の算定・納付、保険給付費等交付金の交付申請等を適正に行うことができた。 ・特定健診、特定保健指導の受診率、実施率向上を達成できた。 ・ジェネリック差額通知によりジェネリック医薬品使用割合の上昇につながった。 ・納税相談、口座振替の推進等により、現年収率94.6%を達成した。	A	・翌年度納付金額の算定状況を注視しながら、国保料率の見直しを検討していく。 ・現年度収率向上のため、納税課との連携を強化し、口座振替の推進等収納対策強化が必要。
			3	特別会計の効率的な運営（介護保険特別会計）	【取組主管課】 ・介護福祉課 【関係課等】	・事業計画等を策定し、将来的な見直しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化し、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	・介護保険事業計画 ・高齢者保健福祉計画	・介護予防「百歳体操」の普及（高齢者400人程度） ・ケアプランチェックの全件実施を行う。	・予防関連事業の「百歳体操」の普及 （高齢者400人程度） ・新規のケアプランチェックを実施する。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。	・百歳体操は、これまでの取組を継続するとともに初期支援としてパイプイス、DVDプレイヤー等を貸出できるように体制を整えた。 ・前年と同様に市内・市外の居宅支援事業所から新規・区変のプランを提出いただき、点検を行った。プラン件数587（予防含む） ・縦覧点検は1回/月実施。事業所に対し短期入所長期利用の届出徹底や給付算定の照会を実施した。 照会数は8件/年	・百歳体操の拠点が43グループとなり、600人以上の市民参加を得て、取り組んだ結果、筋力の向上に効果があり、介護予防に繋がった。 ・各居宅事業所の状況の把握ができたことにより、実地指導や集団指導において適切な指導ができた。また、直接指導を行った方が良いと判断したプランに関しては個別にケアマネに指導を行ったことにより適正な給付に繋がった。 ・介護報酬の過誤請求や短期入所の制度徹底に繋がりを、給付の適正化が図られた。	A	・百歳体操は、グループ支援のためサポーター研修会を開催する。 ・今後は効率的に点検できるように国保連の適正化システムを用いて本人の状態とサービス内容に整合性のないプランを特定し、確認する方法に転換を検討する。 ・医療情報との突合を開始し、さらなる給付の適正化を図る。
			3	特別会計の効率的な運営（下水道事業特別会計）	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・公営企業会計適用後、適正な下水道使用料への改定を行なうとともに、収率の向上に取り組み、特別会計への繰出金の抑制に努める。 現年分徴収率 97.7% 滞線分徴収率 24.2%		・公営企業会計が適用され、適正な使用料へ改定されている。 ・滞線整理の強化により徴収率の向上が図れている。 現年分徴収率 98.5% 滞線分徴収率 25.0%	・公営企業会計移行期間 ・収率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞線整理の実施 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.2% 滞線分徴収率 24.7%	・公営企業会計移行準備（固定資産調査・評価等、条例等の改定、会計システムの運用開始、打切り決算） ・使用料のコンビニ収納 H31.2運用開始 ・下水道使用料収納状況 現年分徴収率 90.8% 滞線分徴収率 25.3%	・公営企業会計移行业務については、年度目標を達成している。 ・滞線整理は計画通りの結果が伴わなかったが、コンビニ収納で22件の実績があった。 ・公営企業会計移行に伴う打切り決算で、年度末の使用料の一部が新年度へ算入となるため徴収率が低くなった。	B	・年2回の滞線整理や催告書発送、上下道の停水予告に合わせた滞納者訪問のほか、分納誓約者の納付状況を確認し、より良い納付方法を再検討する。 ・打切り決算については、本年度のみとなるため、来年度からは、徴収率は上昇する見込である。
3	特別会計の効率的な運営（山梨県北岳山荘管理事業特別会計）	【取組主管課】 ・観光商工課 【関係課等】	・北岳山荘の所有者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。		施設の方向性について決定を行っている。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	平成30年4月24日（火） 第1回目協議 県：櫻本県議 観光資源課長他3人 市：課長、リーダー、担当 平成30年12月26日（水） 第2回目協議 県：観光資源課長他3人 市：課長、リーダー、担当	・管理協定の見直しについては、それぞれ知事選、市長選を控えており、その結果を踏まえて協議していく必要があるため、継続協議となった。 ・浄化槽の改修・施設の適法化のための大規模改修等には、県としても取り組まなければならないとの認識から現場視察し、令和元年から4年度にかけて改修事業を実施することになった。	A	なし			

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容		取組 達成度	
2 行政経営システムの見直し													
●経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し													
①マネジメントシステムの強化	1	優先的事業の重点化		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・第2次総合計画に位置付けられた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の選定や関連付け、優先順位付け、見直しなどの方針を定めるため、施策優先度評価会議を実施する。	第2次総合計画	・第2次総合計画に基づく事業の見直し、組み換えが行われ、社会経済情勢等の変化をとらえた政策・施策が効果的に展開されている状態	・第2次総合計画の進捗管理を行なう ・施策優先度評価会議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・第2次総合計画の進捗管理を行った。 ・施策優先度評価会議の結果を参考に、査定方式により予算編成を実施した。 ・第2次総合計画の23本の施策及び施策目標（指標）、施策重点事業について見直しに取り組んだ。	予算要求方式の検討と事務事業評価の研修により職員意識向上が図れた。このことにより、行政評価システムの精度がわずかではあるが向上した。	B	総合計画に基づく予算編成について、行政評価の精度を更に高める必要がある。次年度は、行政評価の結果を反映させた施策別枠配分方式を導入し、これまで以上に責任をもって取り組むようにする。	
	2	徹底した事務事業の見直し		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の適切な進捗管理を行い限られた経営資源を最適配分する。	第3次行政改革大綱・実施計画	・事務事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適配分され、市民が真に必要なとするサービスが提供されている状態	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行なう。	事務事業評価の結果、H30年度の事務事業数は1,080事業あり、今後の方針案として現状維持が861事業、改善・廃止等が219事業となった。	H31の予算要求は、H29年度の事務事業評価を反映させたものであり、1年間のブランクが生じる結果となった。	B	前年度の事務事業評価を、翌年度の予算執行時に反映させられるよう検討する。	
	3	各種整備計画の策定と運用		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・整備計画を有する所管課	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る。	各種整備・整備計画、長寿命化計画	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	・個別計画の策定状況について調査 ・必要に応じて計画の策定勧奨	公共施設について長寿命化計画等の状況調査を行った。	計画どおり進捗している。	B	保育施設・スポーツ施設等個別の計画策定を支援していく。	
	4	部局ごとの目標管理の実施		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局や課等において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する。	-	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態（PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態	・部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。 ・部局や課等の目標及び市長公約を進捗管理する。（目標達成度、成果等）	・市長公約、重点目標の市長ヒアリングを実施。 ・期首・4月下旬 ・期中（管理）11月上旬 ・期末・3月下旬 ・ヒアリングの実施により、市長公約、重点目標の具体的な取組内容、進捗状況を把握することが出来た。 ・期中管理では、進捗状況や取組み状況などについて取りまとめ、市長へ報告を行った。市長からの個別指示事項は担当課へ伝達し、全体に関わるものに対してはインフォメーションにより周知を行った。	・期首ヒアリングを4月下旬に実施したことで、年度早期に各部局の目標、取組内容を共有することが出来た。	A	期中管理で進捗状況に遅れがでてくるものに関しては、伝達、インフォメーションだけでなく、その後の対応策について把握し、必要に応じては指導等も行う。	

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容	取組 達成度		
②民間活力の活用	民間への業務委託等の推進	1	民間への業務委託等の推進	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績また、施設の民間譲渡による民営化等の検証を行い、民間への業務委託等の検討・推進を図る。	第3次行政改革大綱・実施計画	・民間委託等の効果が認められる業務について、委託等が推進されている状態	・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、本市の現状に沿った業務委託を検討する。	国が抽出した主要17項目の民間委託の実施状況調査を実施した。 (本庁舎清掃、夜間警備、総合案内、電話交換、公用車運転、し尿収集、ごみ収集、学校給食調理、学校給食運搬、学校用務員事務、水道メーター検診、道路維持補修、ホームヘルパー、在宅配食サービス、情報システム、ホームページ、調査集計)	17項目の事務のうち学校給食調理事務が直営となっているので、業務委託について今後検討していく。 また、各担当において、業務委託可能な業務を検討している。	B	本市の現状に沿った業務委託を検討する必要がある。	
		2	指定管理者制度の導入と適正な運用	【取組主管課等】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・指定管理者制度の導入効果や運用方法等の検証を行なう。 ・効果が見込まれる施設への制度の導入、及び既に導入済みの施設で効果が見込めない施設の直営管理への切替（継続を見込む施設に限る）を進める。	南アルプス市指定管理者制度の適用に関する基本方針	・真に制度の導入効果が得られる施設について導入が進み、適切に運用されている状態	・南アルプス市指定管理者制度の適用に関する基本方針に基づき、指定管理者制度の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行なう。	・指定管理施設の更新数 協定数（公募2/非公募11） 施設数（公募8/非公募26） ・指定管理更新施設については滞りなく更新を行ったが、複数者からの応募がなかった。 ・モニタリング制度についてより理解を深めるため、担当者会で制度趣旨、運用方法の説明を行い、制度の適正化を行った。 ・ガイドラインを作成し運用を開始した。	・計画通り更新できた。 ・モニタリング制度の運用について計画どおり行った。	B	・公募については複数者から応募があるように引き続き検討を行う。 ・モニタリングについても精度の向上を目指す。 ・指定管理者制度を導入した施設について、その効果を検証する必要がある。	
	③公共施設の見直し	計画的な再配置の実施	1	計画的な再配置の実施	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・公の施設について、公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき施設の目的と機能、利用実態、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。	公共施設等総合管理計画 公共施設再配置アクションプラン	・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。	芦安高齢者コミュニティセンターの調理場機能を、芦安学校給食共同調理場に移し、生涯学習施設として利用できる再配置を行った。	ほぼ計画どおり実施した。	B	解体・整備等未実施の事業について引き続き推進するとともに、来年度以降の計画の検討を行う。
			2	計画的な除去の実施	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・用途廃止する施設について、安全管理面や費用対効果を検証しながら計画的な除却を図る。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に記載している施設の情報が適宜更新され、計画的な除却が行われている状態	・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除却を実施する。	・八田支所庁舎・旧白根中央公民館・白根桃源図書館・道路整備課分室・芦安支所庁舎・芦安高齢者コミュニティセンター・文化財調査事務所・甲西防災倉庫（文化財調査事務所敷地内）の解体を行った。 ・きのこセンター、みどりの郷くつさわ（一部）の売却、さくらの里市民プール解体事業が未実施となった。	公共施設等総合管理計画に計画された施設の除去が、ほぼ計画どおり進めることができた。	B	新規建設する施設もあるので目標以上に削減する必要がある。
		計画的な保全・長寿命化の推進	3	計画的な保全・長寿命化の推進	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理が行われている状態	・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。	・保守点検マニュアルの策定について検討を行った。 ・長寿命化計画については各施設の担当課に関係省庁から直接計画作成依頼が届いているため、内容等把握を行った。	・長寿命化計画の策定状況は把握できた。 ・策定済 都市公園、市営住宅、道路舗装、橋梁、上水道 ・策定中 学校施設、学校以外の教育施設 ・未策定 産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉系施設、行政系施設、消防系施設、農道、林道、河川、下水道、簡易水道、農業集落排水	C	・保守点検マニュアルの策定について検討を行う。 ・個別の長寿命化計画が未策定の施設については策定支援を行う。 ・策定した計画に基づく長寿命化事業について、随時進捗の確認を行う。
			4	借地の解消、借地料の見直し	【取組主管課】 ・管財課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消（返還・買取）や借地料の見直しを図る。	-	・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り、適正な借地料となっている状態を目指す。	・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。	桃源美術館前（旧野呂川水道企業団跡地）の賃借料については、支払いをしていたが廃止とした。市役所周辺の借地については必要度も高く、購入も検討したが、売却意向がないため継続することとなった。	賃借箇所を1か所削減することができた。	A	白根支所周辺の駐車場整備終了後、利用状況を検証し検討する。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容	取組 達成度		
		④市民とのコミュニケーションの充実	1	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・ホームページ等の情報の最新化や最適化を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	-	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	新公式ホームページ開設	HPのリニューアルし担当課で迅速に更新が出来るように職員研修を実施した。	多言語対応と、スマートフォン用画面の対応でき、担当課による更新も改善出来ている。	A	今後も各課HP担当者を中心に操作研修を実施し、適切で迅速な情報発信が出来るように努めていく。
			2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市民座談会、各種アンケート等のほか、各種審議会等を通して、市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る。	-	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	・市民と市長との対話集会「市民座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民アンケート調査 1回目（18歳以上の男女1,500人を対象）を実施し、結果を事務事業評価に活用した。 ・2回目（18歳以上の男女2,000人を対象）を実施し、結果を総合計画後期基本計画策定や事務事業評価に活用した。 ・座談会は5回実施し、108名が参加 ・パブリックコメント0件 ・市長への手紙 98件、HP意見要望苦情73件	・市民アンケートでは、市民の市政に対する(不)満足度や直接的な意見を知ることができた。 ・市長への手紙やHPからのメールでは、市民や市外からの意見や要望等を聞き業務を見直すきっかけとなった。 ・座談会は、各団体等への呼びかけによって、昨年より実施回数や参加者が増えた。市長と直接対話することで、地域での困りごとなどを把握することができた。	B	・アンケートは、実施内容や時期を見直し、より多くの市民が回答しやすくなるように工夫する。 ・座談会は、地域や団体主体での開催を基本に実施していく。
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ●政策推進課 ・市民活動支援課 ・福祉総合相談課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接遇等の質高め、相談窓口の充実を図る。	-	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備 [相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修(OJT)を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。	・庁舎増築に伴い、消費生活センター専用の相談ブースを確保し、啓発活動や出前講座を実施した。 ・従来の高齢者向けの講座に加え、高齢者の見守り関係者や小学生を対象とした講座を実施した。 ・センター周知のため啓発品等を配布した。 ・センターの周知に取組み、講座等の実施回数が増加した。 ・高齢者見守りネットワーク構築のため、介護福祉課所管の認知症支援ネットワーク会議に参加した。 ・福祉総合相談定例会をスタートさせ、関係機関での情報共有を図っている。 ・庁舎増築に伴い、相談室が増設され、プライバシーを確保した。 ・自立相談支援従事者研修に参加し、専門性を高めている。 ・市民アンケートの「生活に困ったとき、市役所に相談窓口があることを知っていますか」の結果40.4%	・専用の相談ブースを確保することにより、相談者のプライバシーの確保等相談環境の向上が図られた。 ・国、県民生活センター主催の研修会に参加することで、スキルの向上が図られた。 ・定例会で、研修内容の共有と関係機関との連携を強化することができ、新たなニーズへの対応と早めの対応をとることができた。	B	・引き続き消費生活相談員の代替相談員の確保を行う。 ・高齢者の見守りネットワークの更なる強化充実を図る。 ・外国人や聴覚等の障害者の相談対応を検討。 ・消費生活センターの更なる周知を進める。 ・将来的な課題として、相談件数が増えた場合の人的体制について検討が必要となる。 ・庁内連携を強化するため、横断的な職員研修を実施し、福祉の課題について理解を深め、総合相談体制の充実を図る。
			4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	南アルプス市の現状にあった協働の形を作っていく。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり(協働)行動計画	・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	・市民の意見を反映させ第2次協働のまちづくり基本方針、第2次みんなでまちづくり(協働)行動計画に示した協働の実現に向けて取り組む。	・みんなでまちづくり推進会議において、協働について知ってもらうため「まちづくりブック」を作成し、3月14日の協働フォーラムで配布した。また各窓口サービスセンター、図書館等へ配布し、市民へ周知すると共に市HPへ掲載した。	・まちづくりブックの作成が当初の予定より遅れたが、市民活動センターの支援について問い合わせ等もあり、協働を広く知ってもらうきっかけとなった。	B	・協働事業を周知・啓発するため、市民活動センターのイベントや事業開催時に、まちづくりブックを配布する。 ・今後も協働のまちづくりのため、職員研修を実施していく。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容	取組 達成度		
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し													
●職員の意識改革や資質向上に取り組み、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し													
①定員の適正化及び組織の見直し	1	定員適正化の推進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正化計画	・第3次定員適正化計画に基づき、平成32年度当初における職員数を次のとおりとする。 正規職員数 615人	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 618人 (平成30年4月1日現在正規職員数)	・年度当初に退職者数を勘案した採用計画を策定しており、それにより採用試験を実施した。	職員採用計画により職員採用試験を実施したが、予定外の退職者がいた為、計画より3名減となった。	A	・想定外の退職については把握するのが難しい所ではあるが、早期退職、自己都合退職の申出期間に周知を強化するなどして対応していく。		
			2	組織の見直し		【取組主管課】 ●政策推進課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行なう。	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行なう。	複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築し、行政経営上の環境の変化などの課題をとらえ適時に見直しを行うため、次の基本方針により機構改革を実施した。 ①重要施策の推進に適した組織 ②組織のスリム化による効率的な行政運営 ③市民に分かりやすい利便性の高い組織	・職員数の減、業務の多様化、事務量の増加に対応し、より効率的・効果的に業務を行うための見直しが行われた。また、課の名称変更を行うなど市民に分かりやすい見直しが行われた。 ・人事課もヒアリングに同席したことで、人事に必要な内容等について把握ができた。	B	今後も人事担当と協力して進めることが望ましい。 課の統廃合・業務の見直しに加え、さらなる業務の改善が求められる。
	②人材育成の推進	1	職員能力の開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るため、組織における役割分担を明確にするとともに職場内研修(OJT)の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・年度当初に研修計画を策定し、課題解決に向けた研修会は、外部講師を招き各階層の課題に沿った研修を開催した。 ・タイムマネジメント研修、指導の受け方研修、議会答弁作成研修等課題解決に資する研修を実施した。 ・新採用職員、若手職員には、市職員としての基本事項(総合計画、財政収支見直し等)を学ぶ研修を実施した。	・計画に沿って行うことができた。 ・研修を通じ、時間の使い方や指導の受け方を改めて認識させる研修ができた。 ・議会答弁作成研修については初めての研修であったが、基本的事項等を再認識させることができた。 ・新任、若手職員に基本事項を学ばせる事ができた。	B	・職員一人ひとりの研修に対する意識をより向上させるための取り組みが必要である。 ・研修意図等を更に明確にすることで、意識の向上を図る。	
				2	人事評価制度の適正な運用		【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を行なうため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。	・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行なう。	・適性な評価を行うための評価実務研修、新任評価者及び採用2年目職員に対する目標設定、評価研修を実施した。 (30年度はリーダー職全員)	・繰り返し評価者実務研修を実施することで、評価が平準化してきている。	A
		3	危機管理能力の向上	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守(コンプライアンス)を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図る。	・法令遵守をはじめ様々なリスクに対するチェック体制の強化を図り、職員の危機管理意識の向上が図られている状態	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行なう。	・新任課長及び採用3年目職員に対し、危機管理意識を向上させるため、外部講師を招き、公務員経験者踏まえた研修を実施した。 ・「コンプライアンスの徹底」や「複数担当制による事務処理の促進」について部局連絡会議等を通じた。	・管理職として、危機管理意識を再認識した事により、新任管理職からリスクに関する相談・情報共有の機会が増えた。	B	・組織全体に危機管理、法令順守の浸透を図るため、各所属毎でのチェック体制の強化等を促していく。 ・職場内の皆が見える場所に注意喚起、意識強化の掲示物を設置し、意識向上を促す。 ・一部事務処理について、認識不足があったことから、更にコンプライアンスの徹底に努める。		

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成30年度計画	平成30年度取組内容	取組 達成度		
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
●人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進													
①地域自治の推進			1	地域コミュニティ活動の推進	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】	・市民による地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:54.3%）	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行なう。 【具体的な取組例】 ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 64.7%	・地区イベントへの補助金等を見直し、1地区につき1つのイベントについて支援している。 ・その他の地域コミュニティイベントには、自治会活動交付金の一部を利用するよう交付している。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 66.4%	・自治会活動交付金は、僅かではあるが、活動の一助となり、継続して地域イベントが開催されている。	B	・今後も住民の理解をより深めながら、地域コミュニティイベントが継続的に開催され、地域活動への住民参加が続くように取り組む。
			2	自治会組織の適切な運用	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】	・市民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための自治会組織の適切な運用を図る。	—	・自治会組織が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 50.0%（H27:35.4%）	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会組織の適切な運用 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 43.6%	・市自治会連合会常任理事会において、3つの専門部会に分かれて、それぞれのテーマを決めて調査・研究を行った。 ・各自治会長宛にアンケート調査を実施し、専門家を講師に迎え研修会を開催した。また、市役所職員との意見交換会を実施した。 ・平成31年3月に市へ要望書を提出し、令和元年度の総会の場で発表した。 ・自治会活動交付金を交付をした。 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 34.8%	・自治会の抱える様々な課題の改善に向けて取り組むことで、自治会の実態の把握や課題等を抽出することができ、自治会に内容等の周知を図ることができた。	C	・各自治会を中心に南アルプス市の全ての市民が主体となり、地域の課題を自ら考え、解決策を講じながら実践していく仕組みの構築に取り組む。
②市民活動の推進			1	多様な担い手による市民活動の促進	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】	・市民活動センターの施設の維持管理、運営その他関連業務を民間の中間支援組織（市民活動を支援するNPOなど）を養成し担当させることで、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など） ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:54.3%）	・市民活動センターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口機能の強化を図るため、市民活動の実態や課題等の情報を収集・整理するとともに、情報の共有化と可視化に向けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 64.7%	・市民活動センターを周知するためセンターのポスターを作成し、市民活動フェスタや山梨県立男女共同参画推進センター（びあ総合）で周知を行った。 また、市民活動コーディネーターは、県内外の研修に積極的に参加して支援や情報収集を行い知識の習得に努めた。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 66.4%	・市民活動コーディネーターが研修に参加することにより、市民活動の現状や課題の把握ができ、相談の質の向上と幅広い支援につながった。 ・市民活動センターを周知する事により、市民活動に興味を持つ機会となり、様々な市民や団体等の交流の場として提供ができた。	B	・市民活動センターのホームページやフェイスブックの内容を充実させ、活動団体紹介やイベント情報など様々な情報を発信していく。 ・市民活動センターのリーフレットを作成し、センターの活動や事業を周知し、市民活動へ参加する市民の輪を広げていく。
			2	職員の意識向上と体制整備	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・全ての課等	・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関連する講座や講習会を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態 ・期間中にすべての職員を研修対象とする。	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 ・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的取組の整理・体制の検討等を行なう。	・まちづくりを担う人材育成や支援としてWAKAMONO大学、ときどきカフェを各3回開催した。 ・協働支援テーマ型助成事業は1件であった。 ・協働フォーラムでは地域で活躍している団体の取組について基調講演を実施した。 ・担当職員が協働についての理解を深めるため、県外研修やまちづくりに関する研修、山梨県ボランティア協会が主催する研修会へ参加した。	・協働支援テーマ型活動助成事業は、地域の棚田の風景や南アルプス市の自然について考える機会となった。また、多様な団体と交流や意見交換を重ね、まちづくりを担う人材の育成につながった。 ・協働フォーラムにより、活動団体、地域や行政のつながりについて理解を深め、協働の仕方を学ぶなど協働の意識が向上した。	B	・協働支援テーマ型活動助成事業の周知について、説明会等を年度の早い時期に実施し、様々な事業の折にも周知を行っていく。 ・事業の支援についても相談等を充実させることで事業の実施に向けた取り組みを進めていく。
③取り組み推進のための環境整備			1	まちづくりの人材育成	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・全ての課等	・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関連する講座や講習会を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成や支援としてWAKAMONO大学、ときどきカフェを各3回開催した。 ・協働支援テーマ型助成事業は1件であった。 ・協働フォーラムでは地域で活躍している団体の取組について基調講演を実施した。	・協働支援テーマ型活動助成事業は、地域の棚田の風景や南アルプス市の自然について考える機会となった。また、多様な団体と交流や意見交換を重ね、まちづくりを担う人材の育成につながった。 ・協働フォーラムにより、活動団体、地域や行政のつながりについて理解を深め、協働の仕方を学ぶなど協働の意識が向上した。	B	・協働支援テーマ型活動助成事業の周知について、説明会等を年度の早い時期に実施し、様々な事業の折にも周知を行っていく。 ・事業の支援についても相談等を充実させることで事業の実施に向けた取り組みを進めていく。
			2	職員の意識向上と体制整備	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・全ての課等	・市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態 ・期間中にすべての職員を研修対象とする。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的取組の整理・体制の検討等を行なう。	・担当職員が協働についての理解を深めるため、県外研修やまちづくりに関する研修、山梨県ボランティア協会が主催する研修会へ参加した。	・協働についての様々な取り組みを学び、市民や行政、NPO法人等の関わり方や連携の重要性を認識することができた。 ・協働の知識を得たことやいろいろな人と交流し情報交換を行うことで、職員のスキルアップにつながった。	B	・協働を推進するためには、職員の意識改革が必要である。これからも、職員の研修を行っていく。